

# 「働く世代のがん対策・がん患者の就労支援

## —がん患者の就労に影響を及ぼす化学療法の有害事象と重症度の検討—

研究責任者 藤田保健衛生大学病院 看護部長 眞野恵子  
分担研究者 藤田保健衛生大学病院 看護部 3-6 病棟 看護長 片方容子  
藤田保健衛生大学病院 看護部 2-5 病棟 看護副主任 屋木景子  
藤田保健衛生大学病院 看護部 放射線科 看護副主任 水谷洋  
藤田保健衛生大学病院 看護部 3-6 病棟 看護師 鶴見志奈子  
藤田保健衛生大学病院 看護部 公衆衛生看護科 看護師 吉村元輝  
藤田保健衛生大学病院 看護部 外来薬物療法センター 看護師 野田早智恵

### 1. はじめに

わが国では、生涯に男性では2人に1人、女性では3人に1人ががんに罹患するといわれているが、医学の進歩によってがんは治る疾患となってきた。また、外来化学療法加算や在院日数の短縮、安全な化学療法のレジメン開発や有害事象に対する薬剤開発などにより、外来化学療法が推進され、就労を継続しながらの治療も可能となっている。しかしその反面、化学療法や放射線療法などがん治療に伴う有害事象と仕事の両立困難、通院に伴う負担、職場の理解不足、社会的役割遂行困難、収入減少、失業など、がんに罹患した労働者に対する就労の問題が大きな課題となっている。様々な研究によって、がん患者の就労困難に関する報告がされているが、その多くは、がん治療に伴う就労状況の変化や役割遂行上の困難や対処法、就労継続の様相などである。これらの中には、化学療法に伴う有害事象が就労の妨げになっていると示唆されているが、有害事象の重症度（以下グレード）が明らかにされている報告はない。そのため、がん患者の就労に影響を及ぼしている化学療法の有害事象とそのグレードを明らかにすることを目的とし、今後の患者指導や他職種との連携に活かしていきたいと考えた。

### 2. 研究目的

がん患者の就労へ影響を及ぼす化学療法の有害事象と重症度を明らかにし、支援を検討する。

### 3. 研究方法

#### 1) 研究対象者

当大学病院の外来薬物療法センターで外来化学療法を受けている患者で、下記の条件を満たし、研究に同意の得られる患者 100 名を予定。

- ①がんと診断され、告知を受けている
- ②20 歳～65 歳である
- ③治癒・延命を目的とした化学療法を受けている
- ④就労しながら外来で化学療法を継続している
- ⑤重篤な精神状態、精神障害を有さない

#### 2) 研究組織

研究責任者 藤田保健衛生大学病院 看護部長 眞野恵子  
分担研究者 藤田保健衛生大学病院 看護部 3-6 病棟 看護長 片方容子  
藤田保健衛生大学病院 看護部 2-5 病棟 看護副主任 屋木景子  
藤田保健衛生大学病院 看護部 放射線科 看護副主任 水谷洋  
藤田保健衛生大学病院 看護部 3-6 病棟 看護師 鶴見志奈子  
藤田保健衛生大学病院 看護部 公衆衛生看護科 看護師 吉村元輝  
藤田保健衛生大学病院看護部外来薬物療法センター看護師 野田早智恵

#### 3) 研究期間

倫理委員会承認後より開始～平成 28 年 6 月 30 日

#### 4) データ収集方法・手順

- (1) 外来薬物療法センターで外来化学療法を受ける患者のうち、20～65 歳の患者で就労

している患者に対し、研究の説明を行い、同意が得られた者に対し、無記名自記式質問紙を配布し回答を得る。

- (2) 外来化学療法施行時に外来薬物療法センターの看護師が、客観的に CTCAEv4.0 を用いて有害事象とグレードを評価する。

#### 5) データの分析方法

- (1) 化学療法の有害事象によってどの程度がん患者の就労に支障をきたしているのか無記名自記式質問紙に記入していただき、年齢別、性別、職業別によって就労に支障をきたしている有害事象を抽出する。
- (2) 外来薬物療法センターの研究者が、CTCAEv4.0 を用いて有害事象とグレードを評価し、質問紙調査用紙の内容と関連を分析する。
- (3) 統計解析ソフトを使用しデータを分析する。

#### 6) 結果の公表予定

平成 27 年度日本がん看護学会学術集会にて発表予定

平成 28 年度日本がん看護学会学術集会にて発表予定

平成 28 年度日本看護学会学術集会にて発表予定

#### 4. 倫理的配慮

研究対象者に研究の目的、内容、手順、研究参加により期待される利益および研究参加に伴う不快、不自由、不利益、リスクなどを研究の説明および同意書を用いて説明する。研究の参加・協力は自由意志によって行えること、参加に同意しない場合であっても不利益は受けないこと、研究への参加・協力を同意した場合であっても、いつでも途中で中止できること、研究の参加をやめることによって不利益をうけないことを説明する。また、プライバシーや匿名性の保護には十分配慮し、研究の結果が公表される場合であっても、対象者の秘密は保全されることを文書にて同意を得る。

#### 5. 同意書の手続き

研究対象者に、研究担当者が研究の目的、内容、手順、研究参加により期待される利益および研究参加に伴う不快、不自由、不利益、リスクなどを研究の説明および同意書を用いて口頭で説明する。説明後、不明点などはないか確認し同意が得られたらサインをして戴き一部を研究対象者に渡す。文書による同意を得ることが不可能あるいは困難な場合は、口頭にて同意を得て、その旨を記録に残す。